

熱中症対策に関する指針

一般社団法人 M.I.C パートナー

1. 本指針策定における目的と背景

昨今、職場等における熱中症による死亡災害が増加している。これに伴い令和7年6月1日に労働安全衛生規則の一部が改正された。これにより事業所に対して熱中症対策を講ずることが義務化され、それを受けた当法人においても熱中症対策に関する指針を策定し、熱中症罹患者を出さないための予防及び罹患者が発生した際に速やかな対応が行えることを目的として本指針を策定した。

2. 热中症対策の対象となる作業

WBGT 28度以上又は気温31度以上の環境で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施する作業。

3. 热中症予防対策

1) 热中症対策マニュアル及び研修会の実施

当法人では熱中症予防及び熱中症罹患者発生時におけるスムーズな対応が行えることを目的として別紙「熱中症対策マニュアル」を作成し、事業所に掲示するとともに職員への研修会を一年に一度以上実施する。

2) 作業環境管理

i .WBGT 値（暑さ指数）の低減等を行う。

環境省熱中症予防情報サイトにて WBGT 値を確認し、屋外の高温多湿作業の場所においては、極力直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易的な屋根等を設けること。

ii .休憩場所の整備等

作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所（車内含む）又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。

3) 作業管理

i) 作業時間の短縮を行う。

ii) 暑熱順化期間を設ける。

暑さに慣れることが熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設ける。

iii) 水分補給及び塩分の摂取

自覚症状の有無に関わらず、水分及び塩分を作業前後に摂取し、作業中にも定期的な接種を指導する

iv) 服装等

服装は保熱しやすい服装はさけ、透湿性及び通気性の良い服装を着用させる。

また頭部を守るため帽子の着用においても指導する。

v) 作業中の巡視

作業中においては職員が利用者の作業の様子や表情、顔色などを確認する。

4. 健康管理

i) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与える恐れがあることについて留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに必要に応じて健康相談を行う。

ii) 労働者の健康状態の確認

職員及び利用者に対し健康状態のチェックリストを作成し作業前に記入することを指導する。

5. 労働衛生教育（熱中症対策研修会の内容）

- 1.熱中症の症状の把握を行う。
- 2.熱中症の予防方法について学ぶ。
- 3.緊急時の応急措置（重症化を防止するための手順）について学ぶ。
- 4.緊急連絡網について確認を行う。

本指針は令和7年6月1日より施行する。